

○令和８年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付実施要領

令和８年１０月５日市長決裁

1 趣旨

原油価格・物価高騰に直面している中であっても、市内の障がい児通所支援事業所がその負担を利用者に転嫁することなく、各種サービスを安定かつ継続的に提供するため、予算の範囲内において令和８年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

上段の支援金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成８年規則第３１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和８年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付実施要領（以下「要領」という。）の定めるところによる。

2 交付対象者

支援金の交付を受けることができる者は、令和８年９月１日時点において、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づき、事業を行う基準を満たすものとして、本市から指定を受けた障害児通所支援事業者のうち、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす法人とする。

- （１）令和８年７月１日から令和８年９月３０日までの間に事業運営を廃止又は休止していないこと。
- （２）申請日時点で事業運営を廃止又は休止していないこと。
- （３）ＬＰガスを利用した事業所を運営していること。
- （４）令和８年７月１日から令和８年９月３０日までの間に、ＬＰガスの価格騰を理由として利用者負担額を引き上げていないこと。ただし、申請日前までに利用者等に当該引き上げ額の返金等を実施し、利用者等への価格転嫁を解消した場合にはこの限りではない。
- （５）受領した支援金を、本市から指定を受けた障害児通所支援事業所において、要領４で規定する経費に全額充当させること。

3 支援金の額等

- （１）支援金の額は、ＬＰガスを利用している１事業所あたり４，０００円とする。
- （２）支援金の交付は、１法人につき１回限りとする。

4 支援金の対象経費

支援金の対象経費は、令和８年７月１日から令和８年９月３０日までの間の各事業所において負担する光熱費等のＬＰガス価格高騰の影響を受ける経費とする。

5 交付申請

支援金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、令和8年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。ただし、規則第5条第2項1号から3号までに掲げる事項の書類は添付を要さない。

なお、同項第4号の市長が必要と認める事項は、L P ガスの契約内容がわかる書類とする。

6 申請期間

支援金の交付の申請は、令和8年10月5日（月）から令和8年10月30日（金）までの間にするものとする。

7 交付決定等

- （1）市長は、要領5の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、規則第8条第1項各号で規定する条件のほか、申請書に記載されている申立事項を遵守する旨を付したうえで、令和8年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- （2）市長は前号の審査の結果、不備不足等があると認められる場合は、申請者に対して補正を求めることができる。なお、補正依頼を受けた申請者は、申請期間内に市長に対し、補正した申請書等を提出するものとする。
- （3）市長は、前2号の審査の結果、支援金を交付すべきではないと認めたときは、令和8年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

8 交付決定の取り消し及び支援金の返還

- （1）市長は、規則第19条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和8年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により、支援金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- （2）市長は前号により支援金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

9 実績報告

支援金に係る実績報告は、規則第15条第1項ただし書により提出を求めない。

10 その他

本要領に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

令和8年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金
交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

越谷市長 宛

法人住所 〒

申請・
請求者

法人名
代表者職名
代表者氏名
記入者名
連絡先

令和8年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金の交付を受けたいので、裏面3の申立事項を確認同意のうえ、令和8年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付実施要領5の規定に基づき申請します。

なお、交付決定の際は当該支援金を下記4に記載の口座に振り込むよう併せて請求します。

記

1 支援金交付申請（請求）額

					0	0	0
--	--	--	--	--	---	---	---

円 ※ 金額の先頭に「¥」を記入

内訳は「5 事業所一覧」のとおり

2 振込先 この請求の代金の受領については、下記（の者）に指定（委任）します。

金融機関名	金融機関コード				支店コード			
				銀行 信用金庫 農協				本店 支店 出張所
フリガナ				種別	☐ 普通 ☐ 当座			
口座名義				口座 番号				

（委任払い） ※ 申請者（請求者）以外の方（受任者）が受領する場合は、下記に受任者を記入してください。

受任者	住 所	
	氏名（名称）	
	職名・代表者	

【越谷市処理欄】

申請收受日	審査結果	請求日（給付決定）	備考	受理	審査	交付
	☐ 給付 ☐ 不給付					

3 申立事項

- ① 令和8年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付実施要領2の各号に掲げている条件をすべて満たしていることに相違ありません。
- ② 越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第22条に基づく関係書類の整備及び同規則第23条に基づく調査等を遵守します。

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（抜粋）

（関係書類の整備）

第22条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明かにした書類、帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類等を補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しておかなければならない。

2 前条の規定により処分制限を受ける財産を有する場合は、前項の規定にかかわらず、書類等は処分制限を受ける期間中保存しておかなければならない。

（調査等）

第23条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は当該職員に関係帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- ③ 令和8年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付実施要領8－（2）に該当したときは支援金を返還します。

4 添付書類 LPガス（プロパンガス）を利用していることがわかる書類

5 事業所一覧

No.	事業所番号	事業所名	申請額
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
申請額 計			円

(様式第2号)

令和8年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金
交付決定通知書兼交付額確定通知書

越こ福第 号
令和 年 月 日

様

越谷市長 印

令和 年 月 日付けで申請のありました令和8年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記のとおり交付することを決定するとともに、その額を確定したので通知します。

記

1 支援金交付決定額 金 円

2 交 付 方 法 完了払

3 交 付 条 件

- 1) 越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第8条第1項各号に記載されている事項を遵守すること。
- 2) 令和8年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書の申立事項に記載されている事項を遵守すること。

(様式第3号)

令和8年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金
不交付決定通知書

越こ福第 号
令和 年 月 日

様

越谷市長 印

令和 年 月 日付けで申請のありました令和8年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

(様式第 4 号)

令和 8 年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金
交付決定取消通知書

越こ福第 号
令和 年 月 日

様

越谷市長 印

令和 年 月 日付け越こ福第 号で交付決定の令和 8 年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

1 取消理由

2 取 消 額 全部 : 金 円

一部 : 金 円